

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、平成6年3月31日である旨の回答を受けた。

私は、平成6年3月31日に出向期間を終え、同年4月1日付けで出向先のA社から出向元のB社に戻ったので、A社における被保険者資格喪失日は同年4月1日であるはずである。

また、証拠書類として厚生年金保険料が控除されていたことが記されている給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事発令書では、申立人は、平成6年3月15日付けで、A社における出向を解かれ、同社からB社C支店に異動したことになっているが、A社及びB社からは、申立人が、同年3月末日まで、A社D支店に勤務していたことのほか、B社C支店における申立人の勤務開始時期が同年4月1日である旨の回答を得られたことから、A社からB社への実際の異動日は、申立人が主張する同年4月1日であることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、B社から給与が支給され、給与から厚生年金保険料(3万8,425円)が控除されていることが確認できる。

さらにA社に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の

取得・喪失及び保険料控除の事務手続については同社が行っていた旨の回答が得られた。また、B社本社に照会したところ、給与の事務処理については同社本社が行っていた旨の回答が得られたほか、申立期間当時、当月支払い及び当月控除であった旨の回答が得られた。

加えて、A社及びB社の両社からは、申立人に係る被保険者資格の喪失届を提出する際、当時の担当者が、被保険者喪失日について、申立人が主張する喪失年月日である平成6年4月1日と記載すべきところ、同年3月31日と誤って記載してしまった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額及び支給総額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社の両事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の喪失届を提出する際に誤りがあったとする旨の回答が得られたことから、事業主は平成6年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年9月25日から50年4月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年9月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月25日から50年4月8日まで
② 昭和50年4月から52年6月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和49年9月25日から50年4月8日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けたほか、同年4月から52年6月までの標準報酬月額が、記憶している給与支給額と比較し低い額であることが判明した。

私は、昭和49年9月25日の入社から55年3月25日の退職まで、A社に継続して勤務していたので、49年9月25日から50年4月8日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、昭和50年4月から52年6月までの標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「在職証明書」により、申立人は、昭和49年9月から55年3月まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの一人から、申立人の勤務時間及び業務内容について、途中で変更となったことはなかったとしてい

るほか、自身と申立人の労働条件について、違いはなかった旨の証言が得られた。

さらに、上記回答のあった同僚二人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、どちらも、自身が証言する入社時期とおおむね一致している。

加えて、A社に照会したところ、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和50年4月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録では、さかのぼって標準報酬月額を引き下げる等の不自然な処理を行った形跡は見当たらないほか、上記回答のあった同僚二人の標準報酬月額と比較しても、不合理な点は見当たらない。

また、上記回答のあった同僚二人から、申立人に係る申立期間②当時の標準報酬月額について具体的な証言は得られなかったものの、そのうちの一人から申立期間②に係る給与明細書（昭和50年4月分から52年6月分まで）が提出され、同明細書に記載されている保険料控除額から算出される標準報酬月額とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とを照会したところ、全期間一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を35年12月1日に、C社D工場における資格喪失日に係る記録を37年12月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を44年7月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を1万8,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を1万8,000円、申立期間③に係る標準報酬月額を3万6,000円、申立期間④に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和35年10月15日から同年12月1日まで
③ 昭和37年11月24日から同年12月1日まで
④ 昭和44年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社及び同社の後継会社であるC社に勤務していた期間のうち、昭和34年8月1日から同年9月1日までの期間、35年10月15日から同年12月1日までの期間、37年11月24日から同年12月1日までの期間及び44年6月1日から同年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間については、B社及びC社内における異動時期に当たるが、入社してから退職するまで継続して勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍証明書により、申立人は、昭和27年4月1日から

48年12月31日までの期間について、B社及びC社に継続して勤務していたことが確認できるほか、C社からの回答により、申立人の勤務地について、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社D工場、申立期間④はC社であったことが確認できる。

また、C社から、申立人の各申立期間に係る被保険者資格喪失届を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、各申立期間において、B社及びC社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社及びC社に係るオンライン記録の各申立期間の直近における定時決定の記録から、昭和34年8月は1万8,000円、35年10月及び同年11月は1万8,000円、37年11月は3万6,000円、44年6月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月5日に、同社本社における資格取得日に係る記録を同年7月5日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和46年7月1日から同年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和39年4月の入社から平成11年11月の退職まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和39年4月1日、離職日が平成11年11月30日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された人事記録及び申立人から提出された「転勤辞令(写)」により、申立人は、昭和46年7月5日付けで同社B支店から同社本社へ異動したことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人は、同社に継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことはほぼ間違いのない旨の回答が得られたほか、申立人に係る同社B支店における被保険者資格の喪失届を提出する際、被保険者資格喪失日について、昭和46年7月5日と記載すべきところを同年7月1日と誤って記載してしまった旨及び同社

本社においても被保険者資格の取得届を提出する際、46年7月5日と記載すべきところ、同年8月1日と誤って記載してしまった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店及び同社本社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和46年7月の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における46年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、A社B支店の事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失日を昭和46年7月1日として届け、また、同社本社の実業主は、申立人に係る同資格取得日を同年8月1日として届けており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、昭和59年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、平成17年12月8日に賞与（28万6,500円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社B工場における当該期間に係る標準賞与額を28万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月8日

昭和59年4月1日からA社B工場に勤務し、平成17年11月から18年9月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかった。厚生年金保険の記録の訂正については、時効により事業主において手続ができないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された賞与支給証明書及び申立人から提出された賞与支給明細書の写しにより、申立人は、平成17年12月8日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法（以下「法」という。）第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給証明書及び申立人から提出された賞与支給明細書の写しにおけ

る当該賞与額から、28万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、16年12月8日に賞与（28万5,800円）が支給されていることが認められる。また、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2の規定により、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社B工場における当該期間に係る標準賞与額を28万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月8日

平成4年4月1日からA社B工場に勤務し、16年12月から17年11月まで育児休業を取得していた。育児休業を開始した月に支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかった。厚生年金保険の記録の訂正については、時効により事業主において手続ができないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された賞与支給証明書及び申立人から提出された賞与支給明細書の写しにより、申立人は、平成16年12月8日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法（以下「法」という。）第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業を開始した月の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出さ

れた賞与支給証明書及び申立人から提出された賞与支給明細書の写しにおける当該賞与額から、28万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）にA社における標準報酬月額について照会したところ、昭和52年4月から同年8月までの標準報酬月額が、7万6,000円であることが判明した。

しかし、私が保有する申立期間当時の給与明細書では、給与支給額が8万4,000円ないし8万8,000円であることが確認できる。

このため、申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者原票による標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていることが確認できるとともに、標準報酬月額に見合う保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A社の当時の事業主（兼社会保険事務担当者）は、なぜ申立人の給与に見合った標準報酬月額の届出がされていなかったのか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和48年5月から49年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和48年5月ないし同年6月ごろに、A町役場(現在は、B市役所)において、国民年金の加入手続を行い、納付書に現金を添えて保険料を納付したはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和49年12月11日であることが確認できるが、この時点では、その夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立期間当時、申立人は、任意加入者であったことから、申立期間の保険料について、さかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、昭和48年5月ないし同年6月ごろに、A町役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、戸籍の附票により、同年5月13日から49年2月28日まで、C市において住民登録をしていたことが確認できることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、後からさかのぼって納付したことが無いと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から同年 8 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和 63 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、申立人の申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「A」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「B」の払い出し以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 63 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成 15 年 5 月以降の時点では、特例納付制度が存在しないため、特例納付により申立期間の保険料を納付することができない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 10 日から 37 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、
A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっている
旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年3月29日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、A社に照会したところ、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて承知している者がおらず、また、関係資料も残存していないため、当時の脱退手当金の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 12 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
私は、昭和 61 年 7 月 1 日に入社してから平成元年 9 月 30 日に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同社の代表取締役及び同僚の証言により推認できる。

しかし、上記回答があった代表取締役から、申立人は、アルバイトによる採用であったため、当初、厚生年金保険には未加入であったものの、その後、継続して勤務したことから、厚生年金保険に加入させたとしているほか、A社が解散した(平成 10 年 5 月 31 日)際に、申立期間当時の書類を処分したため、申立人に係る厚生年金保険の適用の時期等について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた者のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの一人からは、申立人及び自身は、当初、アルバイトとして勤務し、正社員となり、厚生年金保険に加入したとしており、自身が入社したとする時期から約 2 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、一人からは、入社前に通学していた学校に同社から求人募集があり、自身は、学校推薦で入社し、3 か月の試用期間を経て、厚生年金保険に加入した旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 5 日から 37 年 2 月 14 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 3 月 5 日から 37 年 2 月 14 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社に入社した時に交付された厚生年金保険被保険者証を見ると、「初めて資格を取得した年月日」が昭和 35 年 3 月 5 日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険記号番号(*)は、A社に入社する以前に勤務したB社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたものであることが確認できるほか、同社の事業所別被保険者名簿により、申立人は、昭和 38 年 3 月 5 日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚 4 人に照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできず、そのうちの 1 人から、昭和 35 年ないし 36 年ころにA社に入社したが、入社当時、同社は個人経営のC業であったため、法人化された 38 年以前は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られ、事実、オンライン記録を調べたところ、同社は、38 年 9 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるほか、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、これと同一日であることが確認できる。

さらに、上記回答のあった同僚から、A社においては、事業主が厚生年金保険に係る事務等をすべて行っていた旨の証言が得られたものの、その事業主の連絡先が不明であるため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる資料として提出した厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」については、明確に読み取れないほか、申立人は、A社の代表取締役の名前を誤るなど、申立期間についての記憶が曖昧である。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月ごろから 59 年 2 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 57 年 2 月ごろから 59 年 2 月ごろまでの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社を退職する際、同社の経理担当者から年金手帳を受け取り、同社の次に就職した事業所に、その年金手帳を提出したことを記憶しているほか、次に就職した事業所を退職した際には、入社時に提出した年金手帳と併せて、年金手帳を二冊受け取ったことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人は、昭和 57 年 2 月 8 日から 59 年 3 月 20 日までの期間に、B社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは確認できる。

一方、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地であるC自治体D区Eに「F社」が存在する旨の回答が得られたものの、オンライン記録により、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。また、オンライン記録により「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、「F社」の商業登記簿謄本により確認できる申立期間当時の代表取締役等に照会したところ、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業

所ではなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人の国民年金の加入状況について調べたところ、申立人の国民年金の加入手続は、G県H市で行われ、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和59年4月ごろに行われたものと考えられ、申立人が主張するA社の退職時に受け取ったとする年金手帳は、G県H市において発行された年金手帳であると考えられる。また、オンライン記録により、申立人は、昭和55年4月1日に遡^{さかのぼ}って国民年金被保険者資格を取得し、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。また、オンライン記録により、その同僚は、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。